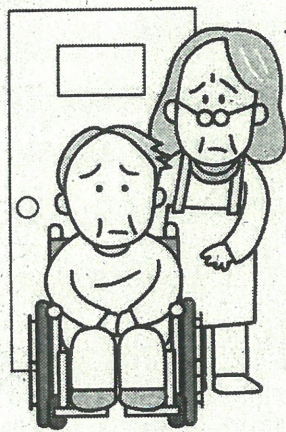




Q 夫が労働災害に遭い介護を続けてきましたが、私も高齢となったので、在宅での介護に不安を覚えています。何か支援していただけるような施設などはありますか。

A 労災の傷病、障害年金受給者を対象として、労災特有の脊髄損傷、頸髄損傷

労働災害被災労働者の介護について



夫は労災なんです
私も年なので、介護の支援はないのかしら？

傷、頭部外傷などの傷、頭部外傷などの傷、運営されております。困難—の全てに該当する人です。

病・障害に応じた専門的介護を行う労災特別介護施設を全国に8カ所設置しており、中国地方では広島労災特別介護施設(ケアプラザ)が平成11年度から

で、入居費が必要です。なお、傷病等級または障害等級が1〜3級の60歳未満か4級程度の60歳以上の人で、在宅での介護が困難な場合は、特例的に入居ができる場合があります。ただし、入院加療が可能な人や、感染性疾病を有するなど施設運営に支障があると認められる人は入居できないこともあります。詳しくは広島労災特別介護施設(ケアプラザ)呉、電話0823-34-5577)に問い合わせてください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課
電話0857 (29) 1706